

第5章 小児医療対策

【基本計画】

- 子どもが病気になっても安心して相談、医療が受けられるよう、病院及び医師会等の関係機関と連携し、地域小児医療提供体制の整備を図ります。
- 小児科の平日夜間及び休日の救急医療体制を整備します。
- かかりつけ医制を推進する必要があります。

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 小児医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発熱などの比較的軽症な小児患者は、診療所（かかりつけ医）が対応しています。 かかりつけ医で対応困難な事例については、連携する病院へ患者が紹介され、受け入れるシステムが機能しています。 ○ 平成20年5月に開院した厚生連江南厚生病院には高機能かつ総合的な小児医療の提供をめざして「こども医療センター」が設置されました。 ○ <u>県コロナ中央病院は、心身の発達に重大な障害を及ぼす各種疾病に対する専門的かつ総合的な診断とその予防・治療を担い、心身の発達障害に関する専門病院として機能していません。</u> <p>2 小児救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 春日井小牧地域は、休日においては休日・夜間急病診療所（小牧市は、休日急病診療所）で対応し、平日及び休日の夜間については春日井市休日・夜間急病診療所、春日井市民病院及び小牧市民病院において対応しています。 ○ 尾張北部地域については、犬山市、江南市及び岩倉市は休日急病診療所で対応しています。 また、平日及び休日の夜間については病院群輪番制及び小牧市民病院において対応しています。 ○ 尾張北部地域については、厚生連江南厚生病院が医師会の協力を得て、日曜・祝日の日勤帯（9:00～17:00）に小児の一次救急診療を実施しています。 厚生連江南厚生病院は同時時間帯に小児科常勤医の日直体制をとります。 ○ 厚生連江南厚生病院は、「こども医療センター」を365日・24時間応需の小児2次救急センターとして運営しています。 ○ 救命救急センターとして小牧市民病院が指定されています。（平成22年10月1日現在） ○ 本県では、かかりつけの小児科医等が診療していない土日祝日、年末年始の夜間に、看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こども医療センター」の運用を始め、小児医療提供体制の充実のために病院と一次救急医療施設等が連携を強化する必要があります。 ○ <u>心身の発達に障害のある人が身近な地域で安心して医療を受けられる環境づくりや、医療機関間の機能分担と連携の強化を進める必要があります。</u> ○ 小児の救急医療体制について引き続き充実を図る必要があります。 ○ 小児救急電話相談について、地域住民への周知を図る必要があります。

や小児科医による保護者向けの小児救急電話相談事業を平成17年度から実施しています。

- 小児救急医療において、家族の「いつでも、どこでも小児科医の診察を受けたい」というニーズは大きく、現状の小児救急医療提供体制との間には大きな開きがあり、2次救急医療機関に患者が集中している現状です。

- 各市町、医師会等において、かかりつけ医制を推進する必要があります。

- 救急医療情報システムのより効率的な活用及び適切な応急手当について、地域住民への知識普及を図る必要があります。

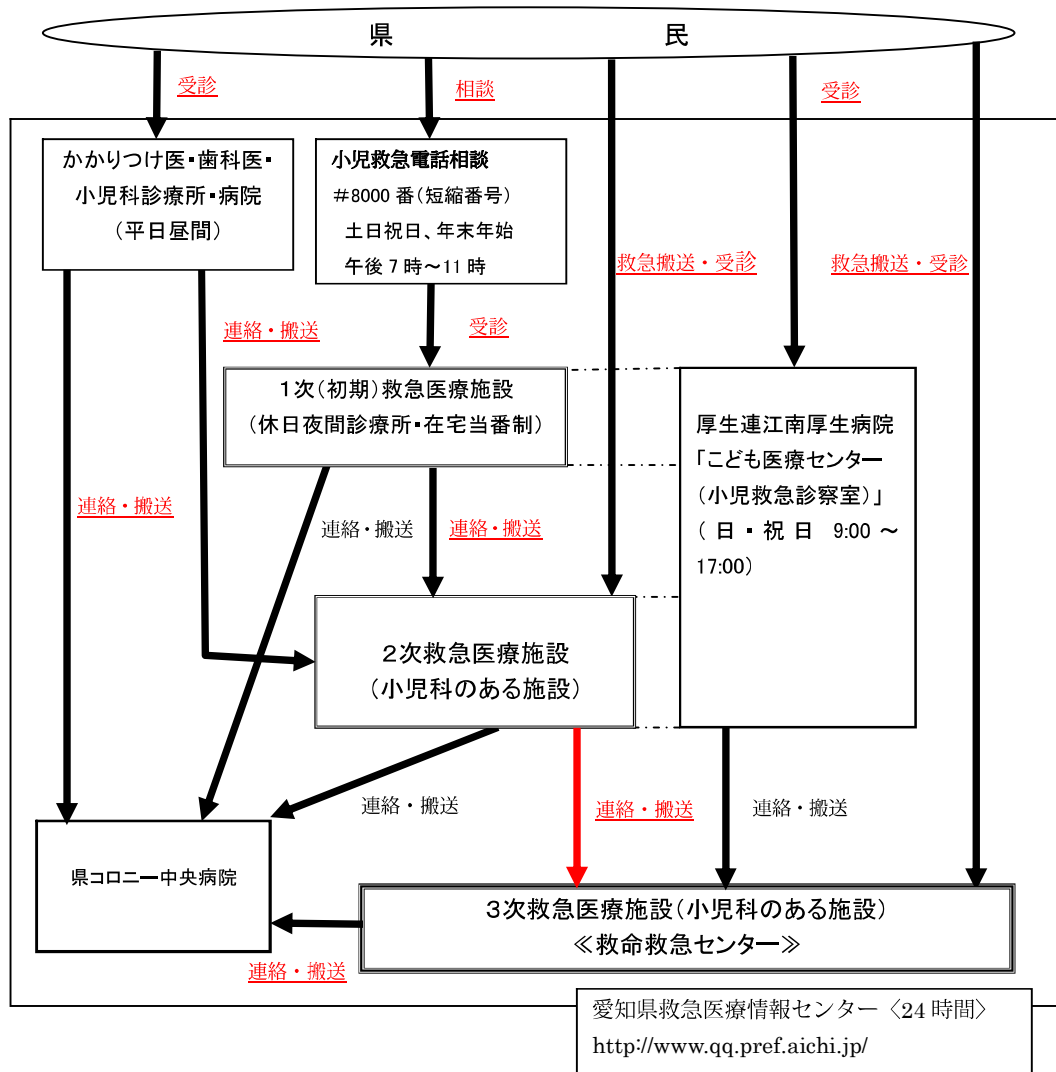
【今後の方策】

- 厚生連江南厚生病院の小児救急医療体制の運用を始め、小児救急医療体制の一層の充実を図るため、病院と一次救急医療施設の連携推進に努力していきます。

- 身近な地域で診断から治療、また、子どものニーズに応じたサービスが提供できるよう、かかりつけ医制を推進していきます。

- コロニー中央病院は、心身の発達障害に関する地域医療の充実のために、地域医療機関の障害に関する理解向上への取組み、紹介・逆紹介による医療機関の機能分担と連携強化等に努めます。

小児医療連携体系図



※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

体系図の説明

- 厚生連江南厚生病院「こども医療センター」の小児救急診察室は、平成 20 年 5 月に開院し、尾北及び岩倉市医師会所属の小児科診療所医師が、日曜・祝日の 9 時から 17 時までの小児 1 次救急医療を行っています。厚生連江南厚生病院は、同時間帯に小児科常勤医の日直体制をとり、日直責任医師となります。
- 県コロニー中央病院は、特定の診療科で救急医療に対応しています。小児外科（新生児外科を含む）では、第 2 次救急以上の救急患者を診療時間外も受け入れています。小児神経科では平日時間内において受け入れ可能な場合に限り受け入れています。
- 救急医療とは、通常の診療時間外（休日、夜間）及び緊急的に医療を必要とする者に医療を提供するもので、第 1 次、第 2 次、第 3 次と機能分担された救急医療体制を構築することとされています。
- 小児救急電話相談とは、かかりつけの小児科医等が診療していない土日祝日、年末年始の夜間に、看護師や小児科医による保護者向けの救急電話相談を行うものです。
- 愛知県救急医療情報センターでは、県民等に対し、24 時間体制で救急医療機関の案内業務を行っています。